○総務省令第四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月八日

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第一号中「第十六条の十二第一項第一号イ」を「第十六条の十二第三項第一号イ」に改め、「、第十六条の八第一項第七号ロ」を削り、同項第二号中「第十六条の五の二」に改め、同号イ中「第十六条の十二第一項第一号ロ」を「第十六条の十二第三項第一号ロ」に改め、同号ロ中「第十六条の十二第一項第一号イ⑵」を「第十六条の十二第三項第一号イ⑵」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第六条の十三第一項」を「第六条の十四第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第六条の七第一号ト」を「第六条の八第一号ト」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「特定取引を行う者が特定法人（法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第十六条の五まで及び第十六条の十二第一項第一号において同じ。）である」を「前号の」に、「当該特定法人」を「同号の特定法人」に、「第十六条の五まで及び第十六条の十二第一項第一号ハ」を「第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第三項第一号ハ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　特定取引を行う者が特定法人（法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。）である場合には、その旨

第十六条の二第二項中「第六号及び第八号」を「第七号及び第九号」に改め、同条第三項中「第十六条の四」を「第十六条の五」に改め、同条第七項中「第十号」を「第十一号」に改める。

第十六条の三第一項第四号中「第六条の七第一号イ」を「第六条の八第一号イ」に改め、同条第三項第一号中「第十六条の六第二項第一号」を「第十六条の六第三項第一号」に改め、同条第十項中「第十六条の六第一項」を「第十六条の五の二第二項」に改め、同条第十一項中「第十六条の十二第一項第一号」を「第十六条の十二第三項第一号」に改める。

第十六条の四の見出しを「（既存特定取引契約者の任意届出書の提出等）」に改め、同条第四項中「第六条の四第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第十六条の五の見出しを「（届出書を提出した者等の異動届出書の提出等）」に改め、同条第三項中「同条第四項第一号又は第二号に掲げる場合」を「同条第四項に規定する異動を生じた場合（その異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地国が外国である場合に限る。）」に改め、「当該特定法人に係る実質的支配者のこれらの号に定める居住地国が外国である場合に限る。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

４　第十六条の二第四項の規定は、令第六条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

第十六条の五第一項中「第十条の五第四項に規定する」の下に「異動届出書（以下この条及び第十六条の十三において「異動届出書」という。）に記載すべき同項に規定する」を、「同項の」の下に「異動を生じた後の第十六条の二第一項各号に掲げる事項及び法第十条の五第四項の」を加え、「同項に規定する」及び「（以下この条及び第十六条の十三第一項において「異動届出書」という。）」を削り、「法第十条の五第四項各号に掲げる場合」を「同項に規定する異動を生じた場合」に、「同条第一項若しくは第三項の届出書又は異動届出書に特定対象者の居住地国として記載した国又は地域（居住地国を有しなかつた場合には、その旨）及び第十六条の二第一項各号に掲げる事項」を「同条第六項に規定する届出書等（次条第二項及び第十六条の十三第二項において「届出書等」という。）に記載した事項（その異動を生じたものに限る。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条の五第四項に規定する届出書に記載された事項に係る同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第十六条の二第一項第二号に掲げる事項（同号に規定する特定取引を行う者の居住地国に係る部分に限る。）

二　第十六条の二第一項第六号に掲げる事項

三　第十六条の二第一項第七号に掲げる事項（特定法人（法第十条の五第四項の報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該特定法人に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つていた場合その他令第六条の三第十一項に規定する総務省令、財務省令で定める場合における当該特定法人に限る。次号において同じ。）に実質的支配者があるかどうかに係る部分に限る。）

四　第十六条の二第一項第七号に掲げる事項（特定法人に係る実質的支配者に係る同項第二号に掲げる事項（当該実質的支配者の居住地国に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）

五　第十六条の二第一項第十号に掲げる事項（令第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに係る部分に限る。）

第十六条の五の次に次の一条を加える。

（届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第十六条の五の二　法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

２　法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、報告金融機関等が保存している記録に追加される情報のうち、届出書等（当該届出書等に係る第十六条の二第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）に規定する他の書類及び法第十条の五第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類を含む。）若しくは当該報告金融機関等による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定の基因となつた書類若しくはこれらの記載事項のうち次に掲げる事項に係るもの（これらに関して作成された記録を含む。）が真実かつ正確であるものでないことを知り、若しくは知り得る状態であつたと認められることとなり、又は当該特定の基因となつた第十六条の三第十四項各号及び第十五項各号に掲げる情報並びに令第六条の三第十項に規定する総務省令、財務省令で定める情報に関する状況の変化（当該特定対象者の次に掲げる事項に関連し、又は当該事項の内容と矛盾する情報を追加する結果となるものを含む。）を示すもの（当該報告金融機関等が当該情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をする場合には、当該特定をする前における当該特定対象者の居住地国（当該届出書等に記載されたものに限る。）又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域（当該報告金融機関等が特定をしたものに限る。）と異なる国又は地域に関する情報に限る。）とする。

一　当該特定対象者（特定法人に係る実質的支配者を除く。）の居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域

二　当該特定対象者（特定取引を行つた法人に限る。）が特定法人に該当するかどうかに関する事項

三　当該特定対象者（特定法人に限る。）に実質的支配者があるかどうかに関する事項

四　当該特定対象者（特定法人に係る実質的支配者に限る。）の居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域

五　当該特定対象者（特定取引を行つた法人に限る。）が令第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに関する事項